

平成30年11月19日

各位

瀬戸信用金庫

「本町支店」店舗統合のお知らせ

瀬戸信用金庫（本店：瀬戸市、理事長：水野和郎）は、75年余の長きにわたり地域の皆さまにご支援をいただき営業してまいりました「本町支店」を、下記のとおり「栄町支店」へ統合いたしました。これまで皆さまに賜りましたご高配、ご愛顧に対し、心より厚くお礼申し上げます。

当金庫ではこれからもお客さまに一層ご満足いただける金融サービスの提供に努めてまいりますので、今後とも何卒変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 統合日

平成30年11月16日（金）営業終了後

2. お取引承継店舗について

	統合店舗	承継店舗
店舗名	本町支店（店舗番号005）	栄町支店（店舗番号001）
所在地	瀬戸市東茨町36-11	瀬戸市栄町36
電話番号 （ご連絡先）		（0561）82-3150

3. 「本町支店」店舗施設について

ATM（1台）につきましては引き続き稼働しております。

なお、地域貢献の一環として、陶磁器・絵画等のギャラリー設置を検討しています。

【本件に関するお問い合わせ先】

栄町支店 0561-82-3150

Q1. 口座番号の変更はありますか？

原則として口座番号の変更はございません。
ただし、取扱店及び店舗番号は「栄町支店」(001)へ変更となります。

Q2. 通帳・証書はどうなりますか？

現在お使いいただいている通帳や証書はそのまま引き続きお使いいただけます。
通帳は繰越時にお切り替えいたします。
なお、新しい店舗名の通帳や証書にお切り替えをご希望されるお客さまは、該当の通帳・証書をお持ちのうえ「栄町支店」窓口にお申し付けください。
その際、通帳・証書再発行手数料は不要です。

Q3. キャッシュカード、ローンカードはどうなりますか？

現在お使いいただいているキャッシュカード、ローンカードは引き続きお使いいただけます。ただし、カードに表示されている店舗番号(005)は(001)に読み替えさせていただきます。
新カードへのお切り替えをご希望のお客さまは、該当のカードおよび本人確認資料(顔写真付)、お届け印をお持ちのうえ「栄町支店」窓口にお申し付けください。
キャッシュカードは店頭にて即時発行させていただきます。
その際、キャッシュカード、ローンカードの再発行手数料は不要です。

Q4. 給与・売上代金・家賃・配当金・その他振込の受取口座として利用していますが、何か手続きは必要ですか？

本町支店の受取口座へのお振込みは、平成31年2月1日までは「栄町支店」の口座に読み替えてご入金させていただきます。

恐れ入りますが、それ以降はご入金できなくなりますので、お振込のご依頼人さまへ、お振込み先の変更をご連絡いただきますようお願いいたします。

Q5.

公共料金・クレジット・各種料金などの引落し口座として利用していますが、何か手続きは必要ですか？

お客さまによるお手続きは原則必要ございません。

Q6.

年金の受取口座として利用していますが、何か手続きが必要ですか？

お客さまによるお手続きは原則必要ございません。

Q7.

現在利用している融資、各種ローンに関して何か手続きは必要ですか？

お客さまによる変更手続きの必要はございません。引き続き「栄町支店」でお取り扱いさせていただきます。

Q8.

当座預金について

「栄町支店」において、これまでどおりご利用いただけます。